

第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

1 身近な自然環境の保全

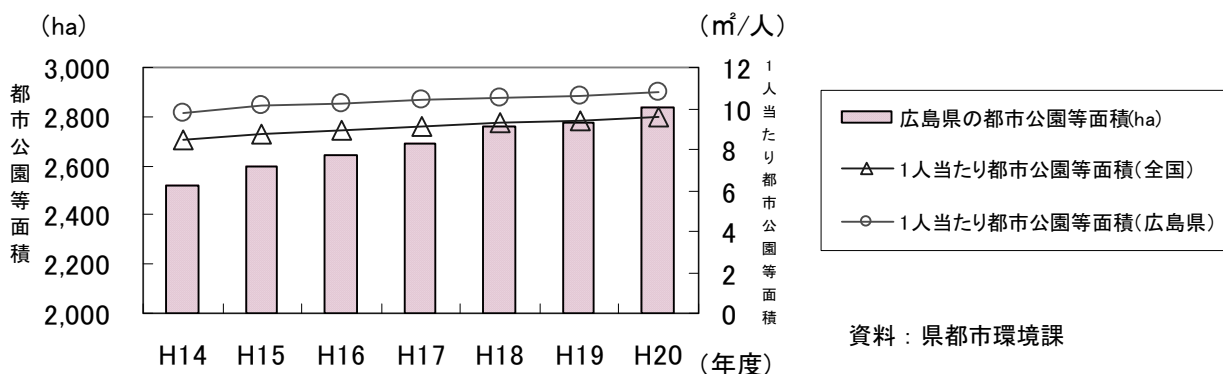
●現状と課題

農山村地域等は、里山、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地、街路樹等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

河川、溪流、海岸などの水辺については、人々が親しみやすく、憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要がありますが、全国1位のプレジャーボート保有県として、適切に係留されていない放置艇があることなど、沈廃船等による海域環境への悪影響が発生しています。

図表 3-3-1 都市公園等面積及び1人当たり都市公園等面積



図表 3-3-2 緑地環境保全地域数及び面積 (平成22年4月1日現在)

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 身近な生き物や緑とのふれあいの場となる農用地や里山林、都市公園などの保全と創造

1 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

2 都市公園：都市公園法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

●施策の展開

(1) 農用地の保全

- 農用地は、農作物の生産や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間として、緑を保持し、県民にやすらぎを与える機能を持っていることから、こうした機能を維持・増進するため、中山間地域では集落等を単位とする地域ぐるみの永続的な農業生産活動を推進し、都市近郊では、緑空間として地域ぐるみで計画的・集团的土地利用を図るなど、その保全管理と有効利用を誘導します。

ア 中山間地域等直接支払事業〔農業経営課〕

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】平成 17 年度から平成 21 年度の 5 年間、第 2 期対策を実施。

平成 22 年度から 5 年間の予定で第 3 期対策が開始されており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれる。(平成 21 年度実績：協定面積 20,000ha に対し、2,641,268 千円を交付)

イ 農地・水・環境保全向上対策〔農業基盤課〕

農地、水路、農道などの農業用施設と農村の環境を良好に保全するため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動と農業者による先進的な営農活動を一体的に支援します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】協定面積の更なる拡大により、地域における農地・水・環境の良好な保全活動を支援。(平成 21 年度実績：協定面積 4,080ha, 119 活動組織に対し、213,093 千円を交付。)

(2) 里山林の保全

- 都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成に努めるとともに、手入れ不十分な里山林において、生物多様性の保全や鳥獣被害防止等を目的とした整備を行うほか、住民団体や NPO 等の企画・立案による取組などを支援し、住民参加型の里山林の保全活動を促進します。

ア 共生保安林整備事業〔森林保全課〕

都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成を図るため、保健休養・自然環境保全機能の高い森林を整備します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等により、保健休養・自然環境保全機能の高い森林整備を 1 地区（平成 22 年度予定：2 地区）で実施。

※ 関連事業：ひろしまの森づくり事業（P76）

(3) まちのみどりの保全・創造

- 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定により、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
- 住区基幹公園、都市基幹公園等の重点的な整備や、風致地区、緑地保全地区の指定等により、都市域及び都市近郊における良好な生活環境の形成を推進します。
- 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により、良好な道路環境の整備を推進します。

ア 緑地環境保全地域の指定等〔自然環境課〕

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。《緑地環境保全地域指定状況は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 県内 22 箇所の緑地環境保全地域の保全の推進。

イ 植樹帯などによる道路緑化〔道路企画課、道路整備課〕

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 緑に恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進。

ウ 緑の斜面整備事業〔砂防課〕

緑豊かな自然の活用や、斜面空間の利用により、地域の環境にとけ込んだ斜面整備を推進するため、補強土工法を実施し、自然環境に配慮した斜面对策を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 亀山五丁目地区（広島市）において整備。

エ 都市公園事業〔都市環境課〕

都市公園の整備や都市における緑化の推進により、都市環境を改善するとともに、自然的環境を創出し、快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成 21 年度実績】 みよし運動公園（三次市）、地御前公園（廿日市市）等、6 箇所で公園整備を実施。

【平成 22 年度内容】 地御前公園（廿日市市）、向島町運動公園（尾道市）等、10 箇所で公園整備を実施。

オ 街路事業〔都市整備課〕

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により良好な道路環境の整備を推進。

(4) 親水施設の整備

- 河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においては、それらの多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。
- 港湾、漁港、海岸の環境整備において、交流の促進、生活環境の向上等を目的とした緑地や親水施設等の整備を推進します。

ア 漁港海岸環境整備事業 [水産課]

国土の保全と併せて、海岸部の総合的レクリエーション機能の整備をしました。

【平成 21 年度実績】 豊島漁港（呉市）において、突堤・養浜等を整備。（事業終了）

イ 河川環境整備事業 [河川課]

河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においてはそれら多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 四川（福山市）において、親水性護岸等の河川整備を実施。

ウ 放置艇の規制 [港湾振興課]

「港湾法」（第 37 条第 3 項）及び「プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成 21 年度実績】 平成 21 年 10 月 1 日に広島港地域において禁止区域を拡大するとともに、禁止区域内において、放置艇の撤去指導や廃船処理を指導。

【平成 22 年度内容】 悪質な業者に対する行政代執行の行使や更なる禁止区域の拡大などにより、引き続き、水域の適正な管理を実施。

エ 港湾環境整備事業 [港湾企画整備課]

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】 広島港（広島市）の干潟及び尾道糸崎港（三原市）の緑地整備完了。引き続き、緑地（県内 2 港）を整備。

2 優れた景観、歴史的・文化的環境の保全と創造

●現状と課題

本県は中国山地の自然美、瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観、歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており、こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことが求められています。

県では、平成 3 年に「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例（県景観条例）」を制定し、景観指定地域や大規模行為届出対象地域の指定など、良好な景観形成に努めてきました。平成 16 年には「景観法」が制定されたことから、市町が景観行政団体となり、主体的に景観行政を推進するよう取り組んでいます。

また、県内の数々の文化遺産のうち、国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約 3,000 件、周知の埋蔵文化財包蔵地が約 17,000 件あり、いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を、県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに、県民の文化の向上に資するため、整備・活用を進めることが求められています。

図表 3-3-3 「県景観条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名称	区域	種類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町，旧大野町の区域）	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3. 12. 25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町，旧大和町の区域）及び 東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4. 4. 1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域），安芸太田町 （旧筒賀村，旧戸河内町の区域）及び北広 島町（旧芸北町の区域）	全 域：景観形成地域	H5. 2. 10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域） ※H22. 4. 1 市景観計画区域となったことに 伴い，県景観条例の届出事務を適用除外	全 域：景観形成地域	H5. 4. 1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町，旧下蒲刈町，旧川尻町， 旧豊浜町，旧豊町の区域）	全 域：景観形成地域	H6. 4. 1

資料：県環境保全課

図表 3-3-4 「県景観条例」に基づく大規模行為届出対象地域

呉市（旧音戸町，旧倉橋町，旧安浦町の区域），竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），福山市，府中市 （旧上下町を除く区域），三次市（旧三次市の区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市， 東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），廿日市市（旧廿日市市の区域），安芸高田市（旧八千代町の区域）， 江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域） ※H19. 10. 1（三次市）及び H20. 3. 1（呉市）にそれぞれの市景観計画区域となったことに伴い，県景観条例の届出事務 を適用除外
--

資料：県環境保全課

図表 3-3-5 「景観法」に基づく景観行政団体（ ）は，景観行政団体となった日

広島県（H16. 12. 17），広島市（H16. 12. 17），福山市（H16. 12. 17），三次市（H17. 4. 1），尾道市（H17. 8. 1）， 呉市（H17. 10. 1），廿日市市（H21. 7. 15）
--

資料：県環境保全課

【施策の方向】

- 瀬戸内の多島美，水と緑豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造
- 貴重な文化財の活用と次世代への継承

●施策の展開

(1) 自然景観の保全

- 世界遺産に登録されている宮島，世界に誇る瀬戸内海の多島美，美しい森林や多くの農山村の集
 落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を，各種条例や関連法規の適正な運用等によ
 り，守り，育て，次代へ継承することに努めます。

ア 県景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]

「県景観条例」に基づき，景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して，大規模建築物の建設
 や造成行為等の届出指導を行います。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】届出制度による指導を行い，良好な景観の保全等に努める。（大
 規模行為等の届出：平成 21 年度実績 277 件）

(2) まちの景観の整備

- 「景観形成基本方針」に基づき、市町が主体となった景観対策を促進するとともに、公共事業等における周辺の景観との調和・統一に配慮した事業の推進等により、地域の景観特性を重視した景観の保全・創造を図ります。また、景観法に基づく市町主体の景観行政を促進します。

ア 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】市町担当者の事例研修の実施や、広島県景観会議の運営を支援。また、「市町景観計画策定の手引き」を活用し、景観法に基づき、市町が自然的、社会的特性に応じて景観計画を策定するよう働きかけるなど、市町主体の景観施策の促進を図る。

イ 道路環境整備事業 [都市整備課]

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラー舗装並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】鷹取奈良津線（福山市）において、電線類の地中化を実施。

※ 関連事業：景観条例に基づく届出制度の運用（P88）

(3) 歴史的・文化的環境の保全

- 貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保存修理等に要する経費の助成、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知など、文化財の保護を推進します。

ア 指定文化財の管理及び保存・修理 [文化財課]

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

(ア) 国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】保存修理事業に対し助成。（平成 21 年度：6 件（重要文化財 奥家住宅（三次市）など。）平成 22 年度：4 件を予定。）

(イ) 県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】保存修理事業に対し助成。（平成 21 年度：6 件（県史跡・若胡子屋跡（呉市）など。）平成 22 年度：11 件を予定。）

(ウ) 指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成します。

【平成 21 年度実績・平成 22 年度内容】防災設備保守点検事業等に対し助成。（平成 21 年度：30 件（国宝不動産（広島市）など。）平成 22 年度：33 件を予定。）

イ 歴史的文化遺産の継承と活用〔文化芸術課・文化財課〕

県内の国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネットを通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

(ア) 文化財ホームページ〔広島県の文化財〕の公開活用

国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を紹介し、指定文化財の公開活用を推進します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加する。

(イ) 縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成21年度実績・平成22年度内容】縮景園、浄楽寺・七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて、利用促進と学習支援の充実を図る。（平成21年度見学者数：縮景園、約17万6千人。浄楽寺・七ツ塚古墳群、約10万人。）

ウ 埋蔵文化財の保護〔文化財課〕

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、「広島県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

(ア) 県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査、試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行います。

【平成21年度実績・平成22年度内容】踏査、試掘調査（平成21年度：中国横断自動車道尾道松江線建設事業など8の事業に伴う踏査、試掘調査を実施。平成22年度：10の事業に伴う踏査、試掘調査を実施予定。）を行うとともに市町への支援を実施。

(イ) 遺跡地図の公開・活用

県内の埋蔵文化財包蔵地地図を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図ります。